

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期(改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
大津市	子ども医療	有	40259	オレンジ	・小学校1年生から6年生の者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外 現物 償還	H29.1.1	17,900
	重度心身障害者(児) <身体障害者>	有	① 47250 ② 47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・20歳未満で身障手帳3級所持者	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	①医療保険の自己負担額(※1) ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外 現物 償還	H27.1.1	162
重度心身障害者(児) <知的障害者>	・県の所得制限により非該当となった者 ・75歳未満で知的障害中度の者				442						
重度心身障害者(児) <心身障害者>	・県の所得制限により非該当となった者 ・20歳未満で身障手帳4級所持かつ知的障害軽度の者				2						
	母子家庭等 <母子家庭>	有	49250	ピンク	・18歳に達する日の属する年度の末日(3月31日)を経過した者で20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する父または母と子 ・身障手帳3級以上または知的障害軽度～重度で18歳以上65歳未満の者の介護のために就労できない母子家庭の母と子	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H27.4.1	14
			49253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			
	重度心身障害者 老人	有	85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・知的障害中度の者	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	H16.8.1	71
			85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			
	母子家庭等 老人	有	86250	ピンク	・市の制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	H16.8.1	0
			86253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	有給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
彦根市 (続きあり)	乳幼児 (子ども医療)	有	40259	うぐいす	・小学1年生から小学3年生(9歳到達後最初の3月31日)までの者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H30.4.1	2,924
		—	50250	—	・小学4年生から中学3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H25.10.1	6,358
	母子家庭等 (母子)	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H29.8.1	1,375
	母子家庭等 (父子)	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H29.8.1	144
	重度心身障害者(児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者で小学1年生から18歳到達後最初の3月31日までの児童	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H29.8.1	85
					・市制度対象者で小学1年生から18歳到達後最初の3月31日までの児童			医療保険の自己負担額(※1)			
					・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者			医療保険の自己負担額(※1)			
			47250					医療保険の自己負担額(※1)		H18.8.1	45
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			194
	老人 (65~69歳老人 昭和19年8月2日~昭和24年8月1日生まれの方)	有	48250	白	・知的障害中度(B1)の療育手帳所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外 現物 償還	H26.8.1	0
・身障手帳4級所持者											
老人 (65~69歳老人、 昭和24年8月2日以降 生まれの方)	48251				うすだいだい			・知的障害中度(B1)の療育手帳所持者			
				・身障手帳4級所持者							
老人 (70~74歳老人 平成26年4月1日以降 に70歳に達した方)		48252	白	・知的障害中度(B1)の療育手帳所持者			医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額			51	
				・身障手帳4級所持者							

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
彦根市 (続き)	母子家庭老人等 (母子家庭老人)	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H29.8.1	0
	母子家庭老人等 (父子家庭老人)	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H29.8.1	0
	重度心身障害老人	有	85250 85253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	有 (市の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外 現物 償還	H18.8.1	133 250

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
長浜市	子ども医療	—	—	—	・小・中学生で入院した者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H19.10.1	9,877
	重度心身障害者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	605
47250			・身体障害者手帳3級所持者、4級所持者の一部の者 (※4級の一部については高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める障害認定に該当する者)		医療保険の自己負担額(※1)			H6.8.1		192	
			・精神障害者保健福祉手帳1級所持者							40	
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	1,244
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	154
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	3
	重度心身障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	571
85250			・身体障害者手帳3級所持者、4級所持者の一部の者 ※		高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等			H6.8.1		497	
			・精神障害者保健福祉手帳1級所持者								
	母子家庭老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0
	父子家庭老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期(改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
近江八幡市 (続きあり)	子ども医療	—	—	—	・小学1年生から中学3年生の者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H24.4.1 (H26.4.1)	6,492
		有	40259	オレンジ	・小学1年生から中学3年生の者	無	有 「市の所得制限」	通院にかかる医療保険の自己負担額	県内 県外 現物 償還	H27.10.1 (H31.4.1)	5,729
	重度心身障害者(児)	有	41253	ピンク	・県制度対象者で、小学1年生から中学3年生の者	有 「県の所得制限」	有 「市の所得制限」	医療保険の自己負担額(※1)から入院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、外来に係る自己負担は無し(県制度における外来自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	H31.4.1	44
	重度心身障害者(児)	有	① 47250 ② 47253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	①医療保険の自己負担額(※1) ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外 現物 償還	S48.10.1 (H17.8.1)	87
	重度心身障害者(児) <心身障害者(児)>				・65歳未満で身障手帳3級所持者 ・65歳未満で身障手帳4級を所持かつ知的障害中度の者 ・特別児童扶養手当支給対象児童で2級の者				県内 県外 現物 助成 無し		
	重度心身障害者(児)	有	③ 47254	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者で、小学1年生から中学3年生の者	無	有 「市の所得制限」	医療保険の自己負担額(※1)から入院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、外来に係る自己負担は無し	県内 県外 現物 償還	H31.4.1	2
	重度心身障害者(児) <心身障害者(児)>				・65歳未満で身障手帳3級所持者 ・65歳未満で身障手帳4級を所持かつ知的障害中度の者 ・特別児童扶養手当支給対象児童で2級の者 上記のいずれかで、小学1年生から中学3年生の者				県内 県外 現物 償還		
	母子家庭等 <母子家庭>	有	43253	ピンク	・県制度対象者で、小学1年生から中学3年生の者	有 「県の所得制限」	有 「市の所得制限」	医療保険の自己負担額(※1)から入院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、外来に係る自己負担は無し(県制度における外来自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	H31.4.1	316
	母子家庭等 <母子家庭>	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	S51.7.1 (H17.8.1)	45
			49253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			
母子家庭等 <母子家庭>	有	49254	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者で、小学1年生から中学3年生の者	無	有 「市の所得制限」	医療保険の自己負担額(※1)から入院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、外来に係る自己負担は無し	県内 県外 現物 償還	H31.4.1	20	
父子家庭等 <父子家庭>	有	44253	ピンク	・県制度対象者で、小学1年生から中学3年生の者	有 「県の所得制限」	有 「市(町)の所得制限」	医療保険の自己負担額(※1)から入院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、外来に係る自己負担は無し(県制度における外来自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	H31.4.1	36	

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
近江八幡市 (続き)	重度心身障害老人	有	① 85250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 現物 県外 償還	S58.2.1 (H17.8.1)	38
	重度心身障害老人 <心身障害老人>		② 85253		・65歳以上で身障手帳3級所持者 ・65歳以上で身障手帳4級を所持かつ知的障害中度の者			②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 助成無し	H14.4.1	306
	母子家庭老人等	有	86250 86253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	S58.2.1 (H17.8.1)	0
東近江市	子ども医療費助成	有	40259	藤色	・小学生(小1~小6)、中学生(中1~中3)	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H28.10.1	9,063
	重度心身障害者 (児)	有	47251	黄色	・身障手帳3・4級所持者 ・療育手帳B1・B2所持者(知的障害中度・軽度の者) (※いずれも通院のみ)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	通院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	県内 現物 県外 償還	H17.4.1 (H17.8.1)	1,092
			47254					通院にかかる医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			
重度心身障害老人	有	85251 85254	黄色	・上記重度心身障害者(児)に該当する者でかつ後期高齢者医療制度の該当者(※通院のみ)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 通院にかかる高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度による自己負担金(※2)を控除した額	県内 現物 県外 償還	H17.4.1	1,049	

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期(改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
草津市	子ども医療	—	—	—	・小学4年生～中学3年生で入院した者	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H20.10.1	8,086
		有	40259	オレンジ	・小学1～3年生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担金は無し	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	4,055
	重度心身障害者(児)	有	41253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小学1～3年生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から通院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	28
	重度心身障害者(児)	有	47250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	S48.10.1	1,020
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			
			47254					医療保険の自己負担額(※1)から通院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し			
	母子	有	43253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小学1～3年生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から通院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	111
	父子	有	44253	ピンク	・県制度負担有の該当者で、小学1～3年生の者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から通院のみ県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額、入院にかかる自己負担は無し(県制度における入院自己負担分が市単独助成)	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	10
老人	有	48250	白	・県制度対象者を除く65歳～69歳老人で、同和地区に居住する者(平成23年8月2日廃止) ※経過措置 上記の助成対象者として該当し、平成23年8月2日より前に受給券の交付を受けた者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外 現物 償還	H14.4.1 (H23.8.2 廃止)	0	
重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記重度心身障害者に該当する者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	S58.2.1	367	
		85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額				

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	有給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期(改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
守山市 (続きあり)	子ども	—	—	—	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1) ただし、入院費のみ	償還のみ	H25.10.1	8,889
	重度心身障害者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	263
			① 47250 ② 47253		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者 ・知的障害中度の者 ・特別児童扶養手当2級支給対象児童	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合			351
	老人	有	48250	白	・同和地区に居住する65~74歳の老人 (※県制度対象者を除く)	有 (市の所得制限)	無	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外 現物 償還	S58.2.1	0
	ひとり暮らし高齢寡婦				・県の所得制限により非該当となった者					H15.8.1	3
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →母に市の所得制限有	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	509
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →父に市の所得制限有	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	43
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0
	母子家庭等 <母子家庭>	有	① 49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者 ・母子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する母等	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →母等に市の所得制限有 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →母等が市の所得制限を超える時	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	84
母子家庭等 <父子家庭>	② 49253		・県の所得制限により非該当となった者 ・父子家庭で20歳までの障害者とこれを扶養する父等		H17.8.1					56	
母子家庭等 <ひとり暮らし寡婦>	有	① 49250 ② 49253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有 (市の所得制限)	無	①医療保険の自己負担額(※1) →本人住民税非課税の場合 ②医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	1	

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
守山市 (続き)	低所得者	無	—	—	・生活保護法の所得基準の1.5倍を超えない世帯の世帯員	有	有	医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	S50.4.1	0
	重度心身障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	136
			① 85250 ② 85253		・県の所得制限により非該当となった重度心身障害老人 ・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の障害認定に該当する重度心身障害老人(県制度対象者を除く) ・後期高齢者医療対象者のうち知的障害中度の者 ・身体障害者手帳3級・4級の一部の者 ・精神障害者1級・2級の者 ・障害年金受給者	有 (市の所得制限)	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合			271
	母子家庭老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0
	父子家庭老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2) →本人住民税非課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0
	母子家庭老人等 ＜母子家庭老人＞ ・父子家庭老人	有	① 86250 ② 86253	ピンク	・県の所得制限により非該当となった母子家庭老人および父子家庭老人	有 (市の所得制限)	無	①高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等 →本人住民税非課税の場合 ②高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額 →本人住民税課税の場合	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
栗東市	子ども入院医療	—	—	—	・小中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1) ただし、入院費のみ	償還のみ	H26.4.1 (H27.10.1)	7,021
	重度心身障害者 (児)	有	47250	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B1所持者(知的障害中度) (※いずれも世帯員全員が市民税非課税であり、居住要件が1年以上である者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	S48.4.1 (H24.8.1)	35
47253			・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B1所持者(知的障害中度) (※いずれも居住要件が1年以上である者)		医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			129			
	重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者医療確保法第50条、及び上記重度心身障害者に該当する者 (※世帯員全員が市民税非課税であり、居住要件が1年以上である者)	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	S58.2.1 (H24.8.1)	53
85253			・高齢者医療確保法第50条、及び上記重度心身障害者に該当する者 (※居住要件が1年以上である者)		高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			90			

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期(改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
野洲市 (続きあり)	小中学生入院	—	—	—	・小学1年生から義務教育終了まで(※入院のみ)	無	<保護者> 無	入院に係る医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H19.1.1	4,634
	重度心身障害者	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	274
			47250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)		H16.10.1	146
	老人	有	48250	白	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65歳～69歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外 現物 償還	H16.10.1	0
					・ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)				0
		有	48251	うす だいた い	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65歳～69歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外 現物 償還	H26.8.1	11
					・ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)				7
		有	48252	白	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の70歳～74歳老人	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から高齢者の医療の確保に関する法律に準ずる一部負担金相当額を控除した額	県内 県外 現物 償還	H26.8.1	22
					・ねたきり老人、ひとり暮らし老人	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)				5
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	537
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	46
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	7
	母子家庭等	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H16.10.1	46

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
野洲市 (続き)	重度心身障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	254
			85250		・県の所得制限により非該当となった者 ・身障手帳3級所持者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		H16.10.1	192
	母子家庭老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0
	父子家庭老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0
	母子家庭老人等	有	86250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	無	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	H16.10.1	0
湖南市	乳幼児	-	-	-	・小中学生(入院のみ)	無	無	入院に係る医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H21.10.1	4,656
	重度心身障害者 (児)	有	47250	ピンク	・身障手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H16.10.1	427
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度による自己負担金(※2)を控除した額			
重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で上記の重度心身障害者(児)に該当する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	H16.10.1	115	
	85253	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額									

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期(改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
甲賀市	乳幼児	有	40253	独自	小学1年生から小学6年生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	4,499
		—	—	—	中学1年生から中学3年生	無	無	入院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	償還のみ	H20.8.1	
		有	40259	独自	中学1年生から中学3年生	有 (市の所得制限)	有 (市の所得制限)	通院にかかる医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H25.8.1	69
	重度心身障害者(児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	514
			47250		・県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	無	医療保険の自己負担額(※1)		H16.10.1	24
			47253		・身障手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額		H25.8.1	126
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	983
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	129
	ひとり暮らし寡婦	有	45252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	6
	母子家庭等	有	49250	ピンク	・県の所得制限により非該当となった者	有 (県の所得制限)	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H16.10.1	16
	重度心身障害老人	有	82252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	418
			85250		・県の所得制限により非該当となった者 ・戦傷病者手帳保持者で恩給法第49条/2第1号表/2及び同条/3表第1号表/3に該当する者	有 (県の所得制限)	無	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等		H16.10.1	11
			85253		・身障手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額		H25.8.1	258
母子家庭老人	有	83252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	1	
父子家庭老人	有	84252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	0	

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在	
						本人	扶養義務者	内容	方法			
高島市	子ども医療費助成	有	40259	藤色	・小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H26.10.1	3,046
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26.10.1	182
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26.10.1	38
	重度心身障害者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26.10.1	21
米原市 (続きあり)	児童・生徒	有	40259	緑	・小学1年生から義務教育終了まで	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	H26.4.1	2,878
	重度心身障害者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者(小学1年生から義務教育終了まで)	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外	現物 償還	H26.4.1	19
	重度心身障害者 (児) (知的障害者)	—	—	—	・療育手帳(中度・軽度)所持者 ・1年以上居住 ※他の制度より助成がある場合は除く	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から市独自の自己負担金を控除した額		償還のみ	R1.8.1	115
	重度心身障害者 (児)	有	47250	ピンク	・身障手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外	現物 償還	R1.8.1	35
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度による自己負担金(※2)を控除した額				
重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記心身障害者(児)該当者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外	現物 償還	R1.8.1	138	
		85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額					

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
米原市 (続き)	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者(小学1年生から義務教育終了まで)	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H26.4.1	155
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者(小学1年生から義務教育終了まで)	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H26.4.1	9
日野町	乳幼児	有	40259	独自	・小中学生(小学校1年生から中学校3年生)	無	無	医療保険の自己負担金(※1)	県内 県外 現物 償還	R1.10.1	1,595
	重度心身障害者 (児)	有	47253	ピンク	・身障手帳3～6級所持者 ・知的障害中度及び軽度の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外 現物 償還	H18.8.1	162
	重度心身障害者 (児) (小中学生)	有	41252	ピンク	・県制度対象者のうちの町民税課税世帯の小中学生	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	R1.10.1	15
	母子家庭等	有	49253	ピンク	・20歳未満の子を扶養とする母(父)と子	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外 現物 償還	H17.8.1	37
	母子家庭等 (母子家庭の 小中学生)	有	43252	ピンク	・県制度対象者のうちの町民税課税世帯の小中学生	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	R1.10.1	96
	父子家庭等 (父子家庭の 小中学生)	有	44252	ピンク	・県制度対象者のうちの町民税課税世帯の小中学生	無	無	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	R1.10.1	10
	重度心身障害老人	有	85253	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記重度心身障害者(児)該当者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額	県内 県外 現物 償還	H18.8.1	168

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
竜王町	子ども医療	有	40259	サーモンピンク	・小学生、中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	973
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	44
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	1
	重度心身障害者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	3
			47250		・身体障害者手帳3～6級所持者 ・療育手帳中度・軽度の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H23.8.1	73
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			
重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律対象者で上記心身障害者(児)該当者	有 (町の所得制限)	有 (町の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	H23.8.1	102	
		85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額				

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在		
						本人	扶養義務者	内容	方法				
愛荘町	あんしん子育て医療	有	40259	独自	・小学校入学から中学校卒業前までの児童	無	無	通院・入院にかかる医療保険の自己負担額	県内 県外 現物 償還	H26.10.1	2,262		
	重度心身障害者 (児)	有	41252	ピンク	・県制度対象者で0歳から中学校卒業前までの児童	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H26.10.1	8		
			47250		・身体障害者手帳3級所持者			医療保険の自己負担額(※1)				H18.2.13	9
			47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額					
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で0歳から中学校卒業前までの児童	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H26.10.1	141		
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で0歳から中学校卒業前までの児童	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H26.10.1	19		
重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・高齢者の医療の確保に関する法律の対象者で身体障害者手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	H18.2.13	28			
		85253			有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			27			

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
豊郷町	子育て応援医療	有	40259	濃ク リーム	小学1年生から高校生世代まで	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H26.10.1	834
	重度心身障害者(児) (身体障害者)	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H28.4.1	43
	重度心身障害者(児) (知的障害者)		47253					医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			29
	重度心身障害老人 (身体障害者)	有	85250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	H28.4.1	18
	重度心身障害老人 (知的障害者)		85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			12
	母子家庭等	有	43252	ピンク	県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金	県内 県外 現物 償還	H26.10.1	47
44252			6								
甲良町	小中学生	有	40259	藤色	・6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している者で15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者	無	無	小中学生の入院について医療費の全額助成	県内 県外 現物 償還	H26.10.1	475
	ひとり親家庭・重度心身障害者(児)	有	41252 43252 44252	ピンク	・県制度対象者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H26.10.1	47
	重度心身障害者(児) <心身障害者>	—	—	—	・県制度を除く、身障手帳4から6級・療育手帳を所持する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)の2分の1 課税世帯の者(扶養義務者含む)は医療保険の自己負担額(※1)から5,000円を控除後の額の2分の1	償還のみ	H20.4.1	74
	重度心身障害者(児) <心身障害者>	有	47250 47253 85250 85253	ピンク	・県制度を除く、身障手帳3級を所持する者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額から県制度に準ずる自己負担額を除いた額	県内 県外 現物 償還	H29.10.1	48

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額

(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度

市町単独福祉医療費助成制度実施状況【全て】(令和元年10月1日現在)

市町名	事業名	受給券の有無	福祉医療費助成番号	受給券の色	助成対象者の範囲	所得制限		助成		実施時期 (改正時期) 年月日	対象者数 R1.10.1 現在
						本人	扶養義務者	内容	方法		
多賀町	子育て応援医療	有	40259	独自	・町内在住小・中学生	無	無	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H24.10.1	551
	重度心身障害者 (児)	有	47250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者 ・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	医療保険の自己負担額(※1)	県内 県外 現物 償還	H22.10.1	4
			医療保険の自己負担額(※1)から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額					12			
			県制度による自己負担金(※2)					H23.4.1			0
	母子家庭	有	43252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H24.10.1	32
	父子家庭	有	44252	ピンク	・県制度対象者で課税世帯に属する町内在住小・中学生	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	県制度による自己負担金(※2)	県内 県外 現物 償還	H24.10.1	4
重度心身障害老人	有	85250	ピンク	・身体障害者手帳3級所持者	有 (県の所得制限)	有 (県の所得制限)	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等	県内 県外 現物 償還	H22.10.1	17	
		85253					高齢者の医療の確保に関する法律の規定による一部負担金等から県制度に準ずる自己負担金(※2)を控除した額			11	

(※1) 保険適用総医療費から保険給付の額を控除した額
(※2) 通院の場合、1診療報酬明細書当たり500円(調剤報酬明細書には適用しない)
入院の場合、1日1,000円、月額14,000円を限度